



Shiogama



台風第19号に伴う被害状況と 支援制度をお知らせします

台風第19号に伴い被害を受けられた皆さまに、
心よりお見舞いを申し上げます。

台風第19号の記録

10月11日	16:30	連絡会議 開催
12日	9:00	公民館、浦戸桂島で自主避難者の受け入れ開始
	13:00	警戒配備体制会議 開催 災害対策本部へ移行 第三小学校、杉の入小学校で自主避難者の受け入れ開始 市営汽船が一部欠航
	14:00	警戒レベル3 を発令
	15:00	第2回 災害対策本部会議 開催
	17:00	全避難所開設完了 警戒レベル4を発令
	17:30	第3回 災害対策本部会議 開催
	19:50	土砂災害警戒情報が発表
	22:00	最大雨量 49.5ミリを観測
	23:00	
	23:10	大雨特別警報が発表 警戒レベル5を発令
	23:40	第4回 災害対策本部会議 開催
13日	2:23	最大瞬間風速20.8を観測
	3:00	第5回 災害対策本部会議 開催
	6:30	第6回 災害対策本部会議 開催
	8:00	第7回 災害対策本部会議 開催
	8:30	50班100人体制で全域の被害調査を開始
	12:00	第8回 災害対策本部会議 床上・床下浸水の被害を確認 大雨警報解除発表に伴い、災害対策本部を廃止

市内の避難所への最大避難者数は155人(12日22時確認)でした。

仙台管区気象台が発表した最大3時間降水量は、塩竈市で12日21時から24時までの間に127.0ミリを記録し、1976年の統計開始以来最大の降水量でした。

被害状況(10月23日 現在)

- 人的被害 なし
- 建物被害(住家)
床上浸水 35件 床下浸水 93件 その他 14件
- 建物被害(非住家) 建物浸水 46件
- 倒 木 4件
- 道路冠水 20カ所(県道・国道を含む)
- がけ崩れ 12カ所



台風第19号に伴う被害への 支援制度をお知らせします

各種支援制度をお知らせします。支援制度は、随時変更・追加される場合があります。各担当部署に確認のうえ、利用ください。

り災証明書・り災届出証明書

受付時間 8時30分～17時15分(土)日(祝)を除く

受付場所 税務課固定資産税係

(市役所本庁舎1階4番窓口)

持ち物

- ① 本人確認ができるもの(運転免許証など)
- ② マイナンバーが分かるもの
- ③ 被害状況が分かる写真

問 税務課固定資産税係

☎3555-15934

災害援護資金の貸付

災害により負傷または住居、家財の損害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。

対象者 以下に該当する方

- ① 世帯主が負傷し、その療養に要する期間が1カ月以上
- ② 家財などの3分の1以上の損害
- ③ り災証明書により住宅の全壊、大規模半壊または半壊

所得制限 有り

利率 年1.5%(連帯保証人がいる場合は無利子)

申込期間 令和2年1月31日まで

償還期間 3年間据置後、7年で償還

受付場所 生活福祉課

(毛番館庁舎1階5番窓口)

問 生活福祉課総務係

☎364-11131

住宅の応急修理

一部損壊(準半壊)、半壊、大規模半壊と判定された住宅で、引き続き住むための日常生活に必要な最低限の応急的修理を行います。該当する方は、相談ください。

対象範囲 屋根などの基本部分、ドア

などの開口部、上下水道などの配管・配線、トイレなどの衛生設備の日常生活に必要で欠かすことのできない部分であつて、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について実施します。

なお、修理業者に支払いを済ませてしまうと、対象になりませんので、ご注意ください。

限度額 一部損壊(準半壊) 30万円

半壊、大規模半壊

59万5000円

受付時間 8時30分～17時15分(土)日(祝)を除く

を

受付場所 定住促進課

(毛番館庁舎2階)

問 定住促進課指導係

☎364-11126

被災者相談窓口を 開設しています

開設しています

台風第19号で被災した方に対する相談窓口を開設しています。

相談内容 災害見舞金、災害援護資金

貸付などの生活相談に関すること。

受付時間 8時30分～17時15分(土)日(祝)を除く

を

受付場所 生活福祉課

(毛番館庁舎1階5番窓口)

問 生活福祉課 ☎364-11131

災害見舞金

対象者 住家に床上浸水以上の被害

があつた方

支援額 50,000円

受付時間 8時30分～17時15分(土)日(祝)を除く

を

受付場所 生活福祉課

(毛番館庁舎1階5番窓口)

持ち物

- ① り災証明書
- ② 振込口座の写し
- ③ 印鑑

問 生活福祉課総務係

☎364-11131

り災商店等再生支援金

対象者 中小企業者・個人事業主が営む商店などで、建物浸水と判定され、商店などを補修し事業を再開している方

支援内容 商店などの再開に要した建物の補修費、工事費などの一部を支援(備品は対象外)

支援額 上限100,000円

受付時間 8時30分～17時15分(土)(日)を除く

受付場所 商工港湾課
(吉番館庁舎2階)

持ち物

- ① り災証明書
- ② 再開に要した費用を証する書類(補修・工事の領収書など)
- ③ 振込口座の写し(事業所または主たる事業者名義)
- ④ 直近の年度の確定申告書の写し
- ⑤ 会社の場合は法務局発行の現在事項全部証明書
- ⑥ 印鑑

問 商工港湾課商工係

☎ 364-11124

税金・保険料などの減免

市・県民税、固定資産税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料について、下記「対象」に該当する場合、災害を受けた日以後に納期限が到来する平成31年度(令和元年度)分の税金・保険料を減免します。

税・保険料	対 象	問い合わせ先
市・県民税	住家または家財の30%以上の損害を受けた場合	税務課市民税係 ☎ 355-5914
固定資産税	住家の20%以上の損害を受けた場合	税務課固定資産税係 ☎ 355-5934
国民健康保険税	後日、対象となる方にご連絡します	保険年金課保険総務係 ☎ 355-6497
後期高齢者医療保険料		保険年金課医療係 ☎ 355-6519
介護保険料		長寿社会課介護保険係 ☎ 364-1204

医療費・利用料などの減免

障がい福祉サービスなどの利用者、国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者、介護保険の利用者、災害に係る水道料金について、下記「対象」に該当する場合、医療費・利用料などを減免します。

制 度 名	概 要	対 象	問い合わせ先
障がい福祉サービスなど	障がい福祉サービスなどの利用者負担額を免除 ※令和2年1月末までに利用したもの	住居に床上浸水以上の被害があった方など ※後日、対象者に連絡します	生活福祉課障がい者支援係 ☎ 364-1131
塩竈市国民健康保険	窓口負担額(一部負担金)を全額免除 ※令和2年1月末までの診療・調剤・訪問看護分		保険年金課給付年金係 ☎ 355-6503
後期高齢者医療制度	窓口負担額(一部負担金)を全額免除 ※令和2年1月末までの診療・調剤・訪問看護分		保険年金課医療係 ☎ 355-6519
塩竈市介護保険	介護保険対象の利用者負担金を全額免除 ※令和2年1月末までに利用したもの		長寿社会課介護保険係 ☎ 364-1204
上下水道料金の減免	台風第19号の被害により、後片付けなどに使用した上下水道料金を減免	床下浸水以上の被害があった方 ※り災証明書を添えて、水道部お客様センター窓口での申請が必要	水道部業務課料金係 ☎ 364-1415

再確認！「警戒レベル」と「とるべき行動」

水害・土砂災害は 警戒レベル 4 で全員避難

台風や集中豪雨などの水害や土砂災害が発生するおそれがあるときに、皆さんの的確に避難できるようにするため、5段階表記による「警戒レベル」が導入されています。もう一度、避難行動を確認しましょう。

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報	情報発信源
警戒レベル 5	命を守るための最善の行動をとる	災害発生情報	市が発令 (防災行政無線や緊急速報メールなど)
警戒レベル 4	全員 避難	避難勧告・避難指示(緊急)	
警戒レベル 3	高齢者 障がい者 乳幼児 などとその支援者は避難、ほかの住民は避難準備	避難準備・高齢者等避難開始	
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップなどにより、自らの避難行動を確認	洪水注意報・大雨注意報	気象庁が発表
警戒レベル 1	防災気象情報などの最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める	警報級の可能性(早期注意情報)	



「防災ガイドブック」や「ハザードマップ」は、市ホームページで確認できます。左記QRコードを読み取るとアクセスできます。
(<https://www.city.shiogama.miyagi.jp/shiminanzen/kurashi/bosai/bosai/bosai-manyuaru.html>)

災害時の情報は、こちらで確認できます！

■ 塩竈市ホームページ・フェイスブック「塩竈市防災情報」

下記QRコードを読み取るとアクセスできます。



塩竈市ホームページ
(<https://www.city.shiogama.miyagi.jp/>)



フェイスブック「塩竈市防災情報」
(<https://www.facebook.com/shiogamabousai/>)

■ 緊急速報メール

スマートフォンや携帯電話で気象庁が配信する「緊急地震速報」「津波警報」「気象等に関する特別警報」などのほか、市が配信する「災害・避難情報」が受信できます。



■ 防災行政無線確認電話 ☎364-1260

防災行政無線で放送された内容を再確認したいときは、自動音声で放送内容を聞くことができます。

■ ラジオ放送 エフエムベイエリア (FM78.1MHz)



エフエムベイエリア (FM78.1MHz) でも防災行政無線の内容や防災情報を放送していますので、災害時にはラジオを活用ください。